

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所長 殿
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター所長 殿
三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 殿
原子燃料工業株式会社 東海事業所長 殿

} 各通

茨城県生活環境部長

新規制基準を踏まえた安全対策に関する報告について（要請）

平成25年12月18日に核燃料施設等における新規制基準が施行された後、これまで原子力規制委員会によりバックフィット規定がある原子力施設の適合性確認のための審査が行われてきております。

新規制基準は福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定されたものであり、これを踏まえた安全対策は、原子力施設周辺の安全確保の観点から重要な事項と認められることから、貴事業所におけるバックフィット規定がある施設に係る新規制基準を踏まえた安全対策について、下記により御報告いただきますようお願いいたします。

なお、報告内容につきましては、今後必要に応じて、県原子力安全対策委員会において御説明をいただくことを予定しておりますので、申し添えます。

記

1 報告内容

(1) 新規制基準を踏まえた安全対策の内容及びその実施状況

※安全上重要な施設又は耐震重要度分類Sクラスに属する施設の有無の確認に係る評価の結果並びにその前提となる対策に関することを含む。

(2) 当該原子力施設において想定する事故及び事故時の周辺公衆への影響評価の結果

※(1)の安全対策がもたらす効果に関することを含む。

(3) 事故時の対応に係る体制及び資機材等の整備状況並びに教育訓練の実施状況

※福島第一原子力発電所事故を踏まえて強化された事項を含む。

2 報告時期

新規制基準適合性確認のための事業変更許可申請又は原子炉設置変更許可申請に係る原子力規制委員会の許可後、速やかに報告するものとする。

3 その他

上記1に掲げる事項については、グレーデッドアプローチ（等級別扱い）の観点を踏まえた説明となるよう留意すること。